

令和6年8月19日制定適用

一般社団法人情報連携推進機構

受託事業人件費単価について

弊団体の受託事業人件費単価を以下の表のとおり定める。

等級	団体内役職名・肩書	基準日額（円）	基準時間単価（円）
主任技術者	代表理事	80,200	11,450
技師長		75,800	10,820
主任技師	理事	64,800	9,250
技師（A）	プロジェクト推進ディレクター	57,000	8,140
技師（B）	プロジェクト推進 アシスタントディレクター	47,200	6,740
技師（C）		38,400	5,485
技術員	担当業務ディレクター	33,600	4,800

※1) 本単価表に掲げる基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

※2) 複数等級にまたがる役職者については、受託する事業の業務内容に応じて、より適切な等級を適用することとする。

※3) 基準日額における所定従事時間は7時間とする。（移動時間等を含む）

以上